

令和2年（あ）第1528号 詐欺被告事件

令和3年6月23日 第三小法廷決定

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中140日を本刑に算入する。

理 由

弁護士鈴木敏彦の上告趣意は、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお、被告人が人を欺いて補助金等又は間接補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律2条1項，4項）の交付を受けた旨の事実について詐欺罪で公訴が提起された場合，被告人の当該行為が同法29条1項違反の罪に該当するとしても，裁判所は当該事実について刑法246条1項を適用することができると解するのが相当である。これと同旨の原判断は、正当として是認できる。

よって、刑訴法414条，386条1項3号，181条1項ただし書，刑法21条により，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 宇賀克也 裁判官 戸倉三郎 裁判官 宮崎裕子 裁判官 林 道晴 裁判官 長嶺安政）